

令和4年度 次世代研究者挑戦的研究プログラム 『未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築』 博士課程新入学生対象 募集要項

1. 本プロジェクトの目的及び概要

【目的】

『未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築』プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に基づき、我が国の科学技術・イノベーションを発展させ、重要課題を創造的に解決して未来を拓く力量を持つ卓越した博士人材を育成することを目的とする。このために、優れた博士課程学生に対する経済的及び多様なキャリアパスの形成支援を行って、創造的な研究、融合的研究に専念・挑戦できる環境を整備する。また、その研究能力に加えて学際性、国際性を高め、俯瞰的視野やトランスファラブルスキルを育むキャリア開発・育成コンテンツを構築するとともに、本学における大学院博士課程教育に新たな価値を生み出し、イノベーションをはかる。

【概要】

志のある優秀な博士後期課程学生を分野の枠組みを超えて選抜し、生活費相当額及び研究費（以下「研究奨励費」という。）を支給することにより、主体的に創造的・融合的研究に専念できる環境を整備する。支援対象学生が現所属学府・専攻に加えて所属する博士課程「未来創造コース」を設置し、その高い研究能力に加えて俯瞰力、学際性、国際性や幅広く高度なトランスファラブルスキルを育むためのコース科目群を提供するとともに、キャリアパスの拡大にむけた支援の提供に一体的に取り組む。未来創造コースの所属学生（以下「コース生」という）はSDGsマトリックス分類型のオープンプラットフォームMIRAI-SDGsにおいて、自らの研究内容や融合研究の希望等を学生、教員、外部有識者や企業コンソーシアム会員等にむけて発信する。MIRAI-SDGsプラットフォームにおける学生、教員、企業会員等の自由闊達な意見交換に基づいて、挑戦的・融合的研究を生み出す“創発の場”を構築するとともに、MIRAI-SDGsプラットフォームを基盤とする様々なキャリアパス開発支援を展開する。コース生はキャリア開発・育成コンテンツ（※）を履修することによって、学際性、国際性ならびに高度なトランスファラブルスキルを身につける。本コースにおける学びを通して、分野横断的な俯瞰的視野から、既存の価値を超えた新しい思考を柔軟に生み出す豊かな創造性を持ち、我が国の社会課題の解決、科学技術の発展やイノベーションの創出に資する卓越した博士人材を育成する。

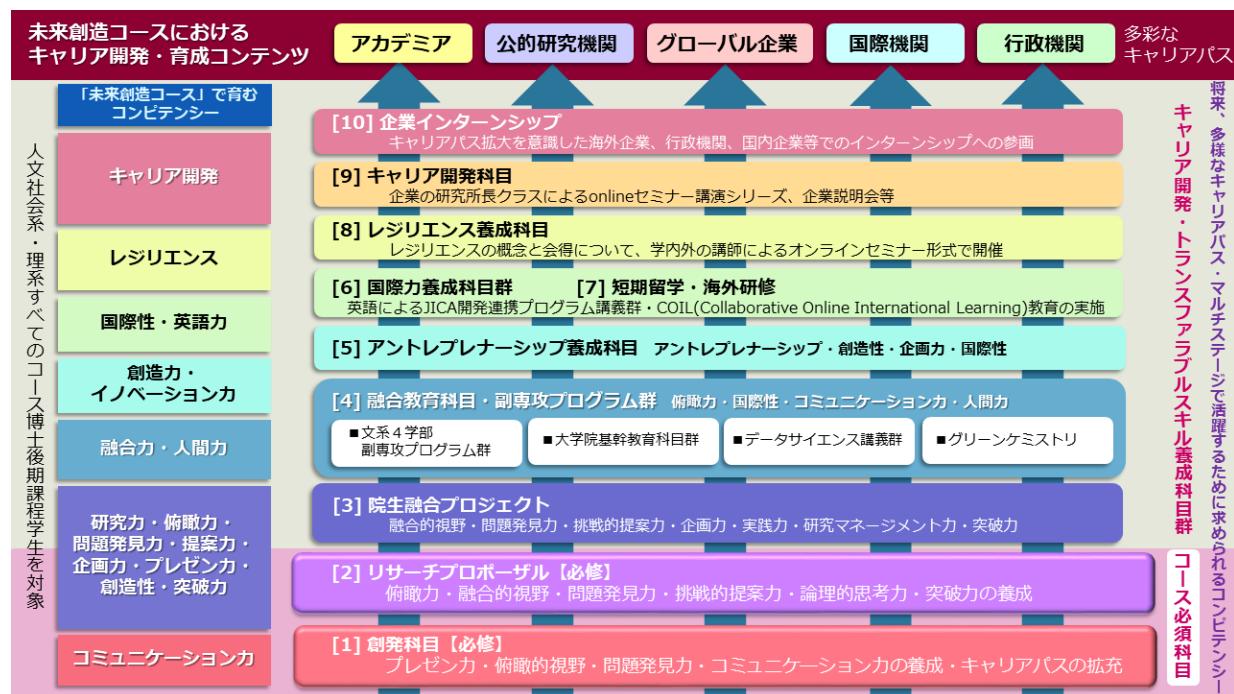


【図1】「未来創造コース」の概要

※キャリア開発・育成コンテンツ

「未来創造コース」においては、個々の学生による活動だけでは実現できない分野横断型の問題発見力、研究提案力、研究遂行力、トランスファラブルスキル、国際性、アントレプレナーシップ、レジリエンスの養成や、多様なキャリアパスの形成を目指す。必修科目として「創発科目」、「リサーチプロポーザル」、また選択科目として院生融合プロジェクトをはじめとする様々なキャリア開発・育成コンテンツを提供する。

「未来創造コース」に“創発の場”となる分野横断プラットフォーム「MIRAI-SDGs」を構築し、オンライン技術を駆使してコース生、教員及び企業会員等が所属や専門を超えた研究情報の発信と自由闊達な意見交換を行うことにより、複雑な問題に対峙し解決するための俯瞰的視野と総合知を養成する（総合能力開発「創発科目」）。さらに、分野横断型の課題や社会課題の解決にむけたコンピテンシーを育成するための「リサーチプロポーザル」を必修科目として全学に展開する。また、選択科目として「院生融合プロジェクト」、「融合教育科目・副専攻プログラム群」、「アントレプレナーシップ養成科目群」、「国際力養成科目群」、「レジリエンス養成科目」、「キャリア開発科目群」・「インターンシップ」などのキャリア開発・育成コンテンツを提供し、高度で幅広いトランスファラブルスキルを養成する。



【図2】「未来創造コース」におけるキャリア開発・育成コンテンツ

2. 申請資格

本プロジェクトに申請できる者は、次の①から③までの要件を全て満たした者とする。

- ① 令和4年4月1日において、本学大学院に在学し、次に掲げるいずれかに該当する者（該当する見込みである者を含む。）
 - (1) 標準修業年限3年、4年の博士課程の1年次に正規の学生として入学する者
 - (2) 標準修業年限5年の一貫制博士課程の3年次に正規の学生として編入学する者、または2年次より進級する者
- ② 本プログラムの趣旨を理解し、キャリア開発及びトランスファラブルスキル育成コンテンツ科目を積極的に受講し、かつ、自らの能力と可能性を高めようとする意欲を有している者

- ③ 令和4年4月1日において、次のいずれにも該当していない者
- (1) 九州大学先導的人材育成フェローシップ事業のフェローとして採用されている者及び申請中の者
 - (2) 九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムに在籍している者
 - (3) 九州大学博士課程教育リーディングプログラムに在籍している者
 - (4) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者
 - (5) 国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者
 - (6) 国費外国人留学生制度による支援を受けている者
 - (7) 本学や企業等から、又は自身が起業し、240万円を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者
 - (8) 本学の他の教育プログラムからの支援を受けている学生が、本プロジェクトへの参画にあたり、当該プログラム責任者からの承認を得られていない者
- （注）独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金と研究奨励費との併給は可能。

3. コース生としての義務等

コース生は、以下の義務を負う。

- ① 本コースにて提供するキャリア開発・育成コンテンツにおける必修科目（創発科目、リサーチプロジェクトポーザル）ならびに選択科目（2科目）を履修し、研究能力に加えて俯瞰力、学際性、国際性や幅広く高度なトランスファラブルスキルの養成に努めなければならない。
 - ② あらかじめ定めた研究計画に基づき、学業及び研究に努めなくてはならない。
 - ③ 毎年度、研究の進捗状況について、事業統括に報告するものとする。なお、事業統括が求めた場合には、研究の進捗状況及び研究費の使用状況等について必要な報告を行わなければならない。
 - ④ 研究を行うにあたっては、本学が定める諸規則等を遵守し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。
 - ⑤ 本学が指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。
 - ⑥ 研究成果を発表する場合、本事業により助成を受けたことを表示しなければならない。
- ※論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例（Grant No. はJPMJSP2136です）
- 【英文】This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSP2136.
- 【和文】本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2136の支援を受けたものです。
- ⑦ キャリア開発・育成コンテンツによる育成効果の検証のため、本コース修了後、10年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力しなければならない。

4. 氏名の公表

コース生となった者は、本コースのホームページでその氏名を公表する。

5. 指導教員/学府教員の協力・貢献等

本プログラムにおいては、指導教員ならびにコース生が所属する学府（専攻）教員に以下の協力・貢献を求める。

- ① 指導教員は、コース生のキャリア開発・育成コンテンツ科目の受講や活動について理解し、支援する。
- ② 指導教員ならびにコース生の所属する学府（専攻）教員は、創発科目におけるオンラインプレゼンテーション、意見交換会に積極的に出席し、コース生の意見交換や分野融合研究を活性化するとともに、所属の異なる学生に対してもメンターの役割を果たす。

- ③ 指導教員は本事業で求められているコース生のポータビリティー（所属元の変更）担保について理解し、協力する。
- ④ コース生の所属する学府・専攻は、リサーチプロポーザル（必修科目）を実施し、コース生のトレーニングならびに指導を行わなくてはならない。なお、リサーチプロポーザルの実施要領については、別途案内する。

6. 研究奨励費の支給額（令和4年度）

- ① 生活費相当額：月額20万円
- ② 研究費（本プロジェクトにおける学際的、融合的な研究活動に資する用途に使用）：最大50万円
※研究費については、申請計画内容ならびに予算額の査定を行い、年額最大50万円の範囲内で支給額を決定する。
※月の中途から研究奨励費の支給を開始する、又は支給を停止する場合の当該月の支給額は、大学が定める基準による。
※日本国内に入国していない留学生については、渡日した月が生活費相当額の支給開始月となる。また、研究費については、渡日後に配分するので、渡日後に執行が可能となる。

7. 支給期間

標準修業年限内（例：令和4年4月時点で3年制博士後期課程1年生になる場合、最長で残り3年が支給期間）

※ただし、研究奨励費の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなる場合がある。

8. 採用人数

60名程度

9. 申請手続き、選考等

(1) 申請期間：令和4年2月14日（月）～ 3月14日（月）23:59分必着

(2) 申請方法：

① 以下のエントリーフォームURLにアクセスの上、必要事項を入力、完了する。

【エントリーフォーム用URL】<https://forms.office.com/r/uctW8Y8MS8>

② 以下の申請URLにアクセスの上、I 申請書（様式1）はPDFに変換して、II 研究費調書（様式2）はExcelファイルのまま、下記URLに提出すること。なお、両ファイル名は、「進学先学府名_氏名」（例：「工学府_九大 太郎」）とすること。

【申請書類I、II提出用 URL】

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/MqQ4AAJJ38JAD1cBctd-bPSZ4E9mKgxR2Z-rnk-qujPB>

【申請書類】

I 申請書【Word ファイル】

II 研究費調書【Excel ファイル】

なお、以下の書類（III評価書）については、申請者の指導教員に作成を依頼すること。
評価書は、指導教員自らが、PDFファイルに変換後、指定のURLに直接アップロードする。

III指導教員の評価書【Word ファイル】

【評価書提出用 URL】<https://forms.office.com/r/QqA1kJXuec>

※申請書類の様式は、以下よりダウンロードすること。

【URL】 <https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/TqU4AAxJ2EJAXwkBvzF-pzoZa7pswKsscrn0b46vq70y>

(3) 選考方法

本プロジェクトの支援対象となる「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士課程学生」を、以下に記載の「選考の観点」に基づき、①、②の方法により選考を行う。

【選考の観点】

- (i) 申請書において、自身の博士論文研究における課題設定に至る背景と研究目的が、専門外の研究者にも判るように示されており、かつその着想が優れていること。研究の方法にオリジナリティがあり、研究課題の今後の展望が示されていること。
- (ii) 自身の研究遂行力の自己分析（強み・今後研究者として発展するために必要と考えている要素）をふまえ、学際的な融合研究について具体的な構想を有していること。

- ① 申請者は、4つの審査区分「①人文社会科学系」、「②理工系」、「③生物系（医歯薬農）」、「④総合系（情報・環境・複合領域）」のいずれかに申請書を提出する。それぞれの系にて一次書面審査を行い、採用予定人数に対し上位の者を一次内定者とする。
(残りの者については、全分野合同での面接審査を行う。)
- ② 面接審査の対象となった者に対して、申請書類に基づく口頭試問を行い、二次内定者を決定する。

(4) 選考スケジュール

2月28日（月）	エントリーフォーム入力締切り
3月14日（月）	申請書類提出締切り
3月下旬～4月中旬*	書類審査及び面接審査候補者の決定（面接対象者のみに通知）
4月下旬*	面接審査
4月下旬*	コース生決定（HPにて発表）

*上記については予定であり、変更になる可能性がある。

10. 研究奨励費の支給方法

① 生活費相当額

毎月21日（その日が土日祝日にあたるときはその日の直前の休日でない日）に、コース生が指定する口座への振込みにより支給する。

② 研究費

研究に必要な経費として認められた額を指導教員が管理する予算として配分する。

※日本国内に入国していない留学生については、渡日した月が生活費相当額の支給開始月となり、履修認定された4月から入国までの期間の支給はできない。また、研究費については、渡日後に配分するので、渡日後に執行が可能となる。

11. 研究奨励費の支給停止・取消・返還

- ① 次の各号のいずれかに該当する場合は、研究奨励費の支給及び支出を停止し、またはコース生の資格を取り消す。
 - (1) 2. 申請資格③のいずれかに該当する場合
 - (2) 休学（コース生としての義務が遂行できる場合は除く。）若しくは退学し、又は除籍となった場合
 - (3) 死亡した場合

- (4) 懲戒処分を受けた場合
 - (5) 毎年度実施する支給継続審査において、コース生の義務を履行していないと認めた場合
 - (6) 学業及び研究に専念しない又は性行が不良である等、コース生として不適格であると認めた場合
 - (7) 上記のほか、出産、育児等の事情により、特に配慮が必要と認められる場合
- ② 停止又は取り消された研究奨励費が既に振り込まれていた場合、又は、既に支出されていた場合には、当該コース生は速やかに研究奨励費を返還しなければならない。

1 2. 研究奨励費の支給再開

研究奨励費の支給を停止した者について、支給停止事由が消滅し、受給を再開することが適切であると認められた場合には、支給を再開することがある。

1 3. 生活費相当額に関する税金の取扱い

- ① 生活費相当額は雑所得として課税対象の扱いとなるため、コース生自らが確定申告を行う必要がある。1年間（1月1日～12月31日）に受けた研究専念支援金の金額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となる。確定申告を行うために収支状況の記録を作成や領収書等の証拠書類を保存が必要となる。確定申告については、国税庁のホームページを参照のこと。
- ② 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務がある（外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある）。

1 4. 国民健康保険等の取扱い

① 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等

コース生が被扶養者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、生活費相当額の受給により、年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、コース生本人が国民健康保険に加入する必要が生じる。

※国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市（区）役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口に確認すること。

※扶養義務者（親等）の職場等における扶養手当等の取扱いについて確認するよう扶養義務者に伝えること。

② 国民年金保険料の納入

日本国内に住む20歳から60歳未満の全ての人は、原則として国民年金の第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられている。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の前年の所得が一定以下（＊）の場合は支払いが猶予される。

生活費相当額の受給により、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生する。

（＊）本人の前年の所得が一定以下

目安：128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

※具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場の国民年金担当窓口に確認すること。

1 5. 問い合わせ先

学務部 次世代研究者挑戦的研究プログラム窓口

E-Mail : jisecho@jimu.kyushu-u.ac.jp

TEL : （直通）092-802-5928, 092-802-6049 （内線）90-5928, 6049, 7160

別表（未来創造コース）

一 履修方法

- 1 本コースに係る授業について、必修科目群[1][2]、ならびに選択科目群[3]-[10]から2科目群以上（計4科目群）を修得しなければならない。
- (1) 科目群「創発科目」（必修）
 - (2) 科目群「リサーチプロポーザル」（必修）
 - (3) 科目群「院生融合プロジェクト」、「融合教育科目・副専攻プログラム群」、「アントレプレナーシップ養成科目群」、「国際力養成科目群」、「短期留学・海外研修」、「レジリエンス養成科目」、「キャリア開発科目群」、「インターンシップ」から2科目群以上（選択）

二 授業科目等

科目群	科目	選択・必修の別
[1]創発科目	創発科目	必修
[2]リサーチプロポーザル	リサーチプロポーザル	必修
[3]院生融合プロジェクト	院生融合プロジェクト	選択
[4]融合教育科目・副専攻プログラム群	文系4学部副専攻プログラムの各科目	選択
	大学院基幹教育科目的各科目	
	副専攻型プログラム「高度データサイエンスコース」の各科目	
	「グリーンケミストリー」	
[5]アントレプレナーシップ養成科目群	ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター開講科目的各科目	選択
[6]国際力養成科目群	(I)創発英語科目（英語版3MT）	選択
	(II)JICA開発大学院連携プログラム『Understanding JAPAN～日本を知るためのプログラム～』	
	(III)COIL型教育	
	(IV)グローバルヤングアカデミー(2022年、九州大学)	
[7]短期留学・海外研修	短期留学・海外研修	選択
[8]レジリエンス養成科目	レジリエンス養成科目	選択
[9]キャリア開発科目群	キャリア開発科目群	選択
[10]インターンシップ	インターンシップ	選択